

勝山市地区公民館施設整備事業を実施される方へ

(※区民会館の改修等)

手続きの流れは以下のとおりです。

順番	地区の役割	市の役割
1	要望書の提出 添付書類 事業及び収支計画書、位置図、見積書、 平面図・立面図など	
2		要望書に基づき、直近の議会にて予算の要求 (6,9,12,3月)
3		予算の承認後、補助金交付申請書提出の要請
4	補助金交付申請書の提出 添付書類 事業及び収支計画書、位置図、見積書 (工事設計書等)、平面図・立面図など	
5		補助金交付指令書の送付 (補助金を交付しますというお知らせ)
6	指令書が届き次第、着工 工事完了後、業者へ支払い	
7	実績報告書及び請求書の提出 添付書類 収支決算書、領収書の写し、補助金交付 指令書の写し、工事完成写真	
8		補助金の振込